**認証合意書**

　製材のＪＡＳ認証申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と一般社団法人全国木材検査・研究協会（以下「乙」という。）は、乙が甲の工場　　　　　　　　　　　に対して認証を行おうとするにあたり、乙が定める認証業務規程（以下「規程」という。）第31条に基づき、下記事項について、認証合意書を締結する。

記

第１条（甲の義務）

　　甲は、乙が求める認証に関する要求事項を遵守し、認証する製品の評価に必要な全ての情報を提供するとともに、乙が行う認証に関する全ての業務に協力すること。

２．甲は、規程第35条第１項に掲げる要求事項を遵守すること。

第２条（乙の責務）

　　乙は、規程第３条に定める認証業務の方針に基づいて公平、公正に認証業務を行い、甲から得られる情報の機密保持については、規程第16条に基づいて適正に対処すること。

２．乙は、甲から持ち込まれた苦情、異議申し立て及び紛争については、規程44条第１項に基づき適正に処理すること。

第３条（有効期間）

　　本合意書の有効期間は、甲が認証品目・区分の廃止を乙に届け出し、乙が受理した日から30日経過した日、又は甲が乙により認証品目・区分を取り消された日までとする。

第４条（定めのない事項）

　　本合意書に定めのない事項及び本合意書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

第５条（その他）

　　本合意書の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

　　年　　月　　日

甲　所在地：

名　称：

代表者役職名及び氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　東京都千代田区神田小川町二丁目３番地13

一般社団法人全国木材検査・研究協会

理事長　　島　田　泰　助　　　㊞

**認証合意書**

②工場名

①認証事業者の会社名

　製材のＪＡＳ認証申請者　●●●製材株式会社　（以下「甲」という。）と一般社団法人全国木材検査・研究協会（以下「乙」という。）は、乙が甲の工場　▲▲▲工場　に対して認証を行おうとするにあたり、乙が定める認証業務規程（以下「規程」という。）第31条に基づき、下記事項について、認証合意書を締結する。

記

第１条（甲の義務）

　　甲は、乙が求める認証に関する要求事項を遵守し、認証する製品の評価に必要な全ての情報を提供するとともに、乙が行う認証に関する全ての業務に協力すること。

２．甲は、規程第35条第１項に掲げる要求事項を遵守すること。

第２条（乙の責務）

　　乙は、規程第３条に定める認証業務の方針に基づいて公平、公正に認証業務を行い、甲から得られる情報の機密保持については、規程第16条に基づいて適正に対処すること。

２．乙は、甲から持ち込まれた苦情、異議申し立て及び紛争については、規程44条第１項に基づき適正に処理すること。

第３条（有効期間）

　　本合意書の有効期間は、甲が認証品目・区分の廃止を乙に届け出し、乙が受理した日から30日経過した日、又は甲が乙により認証品目・区分を取り消された日までとする。

第４条（定めのない事項）

　　本合意書に定めのない事項及び本合意書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

第５条（その他）

　　本合意書の締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

⑤法務局に登録している会社印を押印

③認証事業者の所在地（本社所在地）

2024年　10月　10日

甲　所在地：　東京都千代田区

⑥認証合意書の甲欄に押印した年月日

名　称：　●●●製材株式会社

④認証事業者の会社名

代表者役職名及び氏名：

　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

⑤代表者役職名及び氏名

乙　東京都千代田区神田小川町二丁目３番地13

　　一般社団法人全国木材検査・研究協会

　　　　　　理 事 長　　島　田　泰　助　　　㊞